

福岡市医療的ケア児等支援協議会部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡市医療的ケア児等支援協議会(以下「協議会」という。)設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づく専門部会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部会)

第2条 専門部会は、設置しようとする関係機関等が、部会の名称、設置目的、協議内容、スケジュール、委員、事務局等について記載した企画書を協議会に提出し、認められた場合に設置できる。

- 2 専門部会は、年度毎に活動実績及び成果を協議会に報告しなければならない。
- 3 専門部会には部会長及び副部会長を置き、専門部会委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会を総理し、専門部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 7 専門部会は、必要に応じて会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 専門部会の事務局は、こども未来局こども発達支援課が、企画書に事務局として記載された関係機関等及び市の関係部署と調整して決定する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年 月 日から施行する。